

## 電気需給約款【高圧】 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定の概要	改定前	改定後
改定日を更新しました。	[最終改定日：令和6年4月1日]	[最終改定日：令和6年12月1日]
<p>「第7条（契約期間）第1項」について、通知期間を見直しました。</p> <p>「第16条（料金の改定）第3項」について、通知方法を見直しました。</p> <p>「第39条（中途解約）」について、通知方法を見直しました。</p>	<p><b>第7条（契約期間）第1項</b> 1. 当社と電力需要者の間の電気需給契約の期間は、電気需給契約書により定めるものとする。但し、契約期間満了の2ヶ月前までに、電力需要者又は当社の一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、契約期間は自動的に1年ごとに従前と同一の条件で延長されるものとする。</p> <p><b>第16条（料金の改定）第3項</b> (3) 前2号による変更を行う場合には、当社は、電力需要者に対し、速やかにその旨及び変更後の燃料費等調整の内容を書面により通知する。</p> <p><b>第39条（中途解約）</b> 1. 当社又は電力需要者は、電気需給契約の解約について、希望解約日の2ヶ月前までに、相手方に対し、書面による意思表示を行うことで、当該希望解約日に電気需給契約を解約することができるものとする。但し、契約電力が500キロワット未満の場合で、電力需要者が当社に通知をせず、他の小売電気事業者に電気需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了の</p>	<p><b>第7条（契約期間）第1項</b> 1. 当社と電力需要者の間の電気需給契約の期間は、電気需給契約書により定めるものとする。但し、<u>契約期間満了の3ヶ月前までに</u>、電力需要者又は当社の一方から相手方に対する書面による意思表示がなされない場合には、契約期間は自動的に1年ごとに従前と同一の条件で延長されるものとする。</p> <p><b>第16条（料金の改定）第3項</b> (3) 前2号による変更を行う場合には、当社は、電力需要者に対し、速やかにその旨及び変更後の燃料費等調整の内容を<u>電子メールや当社ウェブサイト、その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」という。）</u>により通知する。</p> <p><b>第39条（中途解約）</b> 1. 当社又は電力需要者は、電気需給契約の解約について、希望解約日の<u>3ヶ月前までに</u>、相手方に対し、書面による意思表示を行うことで、当該希望解約日に電気需給契約を解約することができるものとする。但し、契約電力が500キロワット未満の場合で、電力需要者が当社に通知をせず、他の小売電気事業者に電気需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了の通知がされた</p>

	<p>通知がされた場合には、当該通知をもって電力需要者の当社に対する解約通知としてみなすものとし、電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日を解約日とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、電力需要者が、本契約が成立した日以降から供給開始より1年が経過するまでに、希望解約日の2ヶ月前までの当社に対する書面による意思表示を行うことで電気需給契約が解約により終了する場合には、電力需要者は、当社に対し以下の算定式により算出される金額に加え、第35条（料金及び工事費の精算）第2項前段の規定に従い電力需要者が支払うものとされている割増額（合わせて以下「違約金等」という。</p> <p>3. 第1項にかかわらず、電力需要者が契約電力、予備送電サービス電力を増加した後1年が経過するまでに、希望解約日の2ヶ月前までの当社に対する書面による意思表示を行うことで電気需給契約が解約により終了する場合には（但し、前項に該当する場合を除く。）、電力需要者は、当社に対し、第35条（料金及び工事費の精算）第3項前段の規定に従い電力需要者が支払うものとされている割増額を希望解約日までに支払うことを停止条件として、当該希望解約日をもって電気需給契約を解約することができる。</p>	<p>場合には、当該通知をもって電力需要者の当社に対する解約通知としてみなすものとし、電力広域的運営推進機関から当社に通知がされた解約期日を解約日とする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、電力需要者が、本契約が成立した日以降から供給開始より1年が経過するまでに、希望解約日の3ヶ月前までの当社に対する書面による意思表示を行うことで電気需給契約が解約により終了する場合には、電力需要者は、当社に対し以下の算定式により算出される金額に加え、第35条（料金及び工事費の精算）第2項前段の規定に従い電力需要者が支払うものとされている割増額（合わせて以下「違約金等」という。</p> <p>3. 第1項にかかわらず、電力需要者が契約電力、予備送電サービス電力を増加した後1年が経過するまでに、希望解約日の3ヶ月前までの当社に対する書面による意思表示を行うことで電気需給契約が解約により終了する場合には（但し、前項に該当する場合を除く。）、電力需要者は、当社に対し、第35条（料金及び工事費の精算）第3項前段の規定に従い電力需要者が支払うものとされている割増額を希望解約日までに支払うことを停止条件として、当該希望解約日をもって電気需給契約を解約することができる。</p>
--	---	---

<p>「第41条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）第1項第1号」について、経過日数を見直しました。</p> <p>「別紙3 3.電源調整額の算定」について、通知方法を見直しました。</p>	<p><b>第41条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）第1項第1号</b></p> <p>（1）電力需要者が支払日を経過しても電気需給契約に基づき負う債務の支払いを行わず、かかる事態が20日以上継続したとき</p> <p><b>別紙3 3.電源調整額の算定</b></p> <p>(2) 固定価格</p> <p>固定価格は、次のとおりとする。なお、当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものとする。改定後の固定単価および適用開始時期は、第16条に定める方法により通知する。</p> <p>(4) 時間帯区分係数</p> <p>時間帯区分係数は、スポット市場取引における当社の調達時間帯区分ごとの比率で、次のとおりとする。なお、当社が必要と判断した場合は、時間帯区分係数の見直しを行い、その内容を改定できるものとする。改定後の時間帯区分係数および適用開始時期は、第16条に定める方法により通知する。</p> <p>(6) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均市場価格が1円00銭変動した場合の値とし、基準単価の上限値を超えない限りで月毎に定め、使用月の前月までにホームページ等で通知するものとする。なお、基準単価の上限値は次のとおりとする。</p>	<p><b>第41条（電力需要者の義務違反等による当社の契約解除権）第1項第1号</b></p> <p>（1）電力需要者が支払日を経過しても電気需給契約に基づき負う債務の支払いを行わず、かかる事態が<u>10日以上</u>継続したとき</p> <p><b>別紙3 3.電源調整額の算定</b></p> <p>(2) 固定価格</p> <p>固定価格は、次のとおりとする。なお、当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものとする。改定後の固定単価および適用開始時期は、<u>当社が適切と判断した方法により通知する。</u></p> <p>(4) 時間帯区分係数</p> <p>時間帯区分係数は、スポット市場取引における当社の調達時間帯区分ごとの比率で、次のとおりとする。なお、当社が必要と判断した場合は、時間帯区分係数の見直しを行い、その内容を改定できるものとする。改定後の時間帯区分係数および適用開始時期は、<u>当社が適切と判断した方法により通知する。</u></p> <p>(6) 基準単価</p> <p>基準単価は、平均市場価格が1円00銭変動した場合の値とし、基準単価の上限値を超えない限りで月毎に定め、使用月の前月までに<u>当社が適切と判断した方法により通知する。</u>なお、基準単価の上限値は次のとおりとする。</p>
---	---	---